

空き家等利用自治公民館賃借料補助事業について

1 空き家等利用自治公民館賃借料補助事業とは

町内会等が空き家等を借り上げ、自治公民館として活用する場合に、賃借料の一部に対し、補助金を交付します。

2 補助率等

補助率 **1 / 2 以内** (1,000 円未満切り捨て)

補助上限額 ひと月につき 5,000 円

補助対象期間 **最長 60 月**

ただし、本補助金は、毎年度の予算の範囲内で交付するものであり、60 月の交付をお約束できるものではありません。予め御了承ください。

3 補助対象経費

空き家等の賃貸借料

…空き家等の所有者との賃貸借契約に基づき、町内会等が空き家等を借り上げる対価として支払う経費

※次の経費は補助対象外経費です。

▽当該賃貸借契約に係る敷金、礼金、権利金、謝金、仲介手数料、契約更新料、修繕協力金、中途解約の解約金、違約金その他これらの類する費用

▽共益費等管理に要する費用

▽修繕費、光熱水費等施設の維持管理その他の維持管理費用

▽土地、駐車場、付帯備品等の賃借料

4 補助対象となる建築物

- (1) 現に居住等がなされていない一戸建て住宅またはテナントビルの一室
- (2) 町内会等の集会または集会の準備等で使用するもの
- (3) 賃貸借契約を締結しているもの

5 スケジュール



6 提出書類

(1) 補助金申請時

- ・補助金交付申請書
- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・空き家等の位置図
- ・空き家等に係る全部事項証明書
- ・賃貸借契約書の写し
- ・総会議事録等、賃貸借契約締結が会員の総意であることがわかる資料



(2) 完了報告書提出時

- ・補助事業完了報告書
- ・事業実績書
- ・収支決算書
- ・賃貸借料領収書の写し
- ・公民館利用簿

(3) 補助金請求時

- ・補助金交付請求書

7 留意事項

(1) 空き家であることの確認について

事前に、町内会等で検討している物件が補助対象となる建築物であるかどうかの現地確認をいたします。その際には立ち合い等への御協力をお願いいたします。

(2) 盛岡市自治公民館整備事業との関係性

本補助金の交付を受けている自治公民館において、「盛岡市自治公民館整備事業補助金」を活用し、空き家等を改築、修繕等することはできません。なお、備品の購入についてはこの限りではありません。

※盛岡市自治公民館整備事業補助金とは

町内会等が自治公民館を増改築や修繕、また、自治公民館で使用する備品を購入する場合に経費の一部を補助する事業です。

(3) 賃貸借契約について

土地の賃借料は補助対象外であることから、空き家等（建築物）と併せて土地を賃借する場合は、所有者が同一であっても空き家等（建築物）と土地を分けて契約してください。なお、契約書のひな型を必要とされる場合にはお問い合わせください。



【書類提出窓口】

(担当課) **市民協働推進課地域活動係** (本庁舎 1 階) 電話番号 ☎019-626-7500 (係直通)